

県民文化会館南側県有地活用事業に係る
事業協力

基本協定書
(案)

目 次

第1条（目的及び解釈）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（当事者の義務）	1
第4条（事業協力者の業務）	2
第5条（本事業の公募に関する事項）	2
第6条（談合その他の不正行為による本基本協定の解除等）	3
第7条（暴力団排除に係る本基本協定の解除等）	3
第8条（本基本協定解除の場合の処理）	4
第9条（知的財産権）	4
第10条（秘密保持）	5
第11条（本基本協定の変更）	5
第12条（準拠法及び管轄裁判所）	5
第13条（有効期間）	6
第14条（疑義に関する協議）	6

愛媛県（以下「県」という。）と【代表企業名】（以下「代表企業」という。）及び【構成企業名】（以下「構成企業」といい、代表企業及び構成企業を個別に又は総称して「事業協力者」という。）は、県民文化会館南側県有地活用事業（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、県が別紙記載の県有地（以下「対象敷地」という。）において計画する本事業を実施する予定の者として、事業協力者が選定されたことを確認するとともに、本事業に着手するまでの県及び事業協力者の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条（用語の定義）

本基本協定において用いる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、次に定めるところによる。

- (1) 「県民文化会館」とは、愛媛県松山市道後町2丁目5番1号所在の愛媛県県民文化会館をいう。
- (2) 「成果物」とは、県民文化会館南側県有地活用事業 事業計画書をいう。
- (3) 「提案書」とは、本公募において事業協力者が県に提出し、かつ本公募における審査委員会が特定した提案書（その後の変更を含む。）並びに同書に関する事業協力者による一切の説明及び関連書類をいう。
- (4) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関（県を含む。）の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (5) 「募集要項等」とは、県が令和6年3月21日付で公表した「県民文化会館南側県有地活用事業に係る事業協力者募集 募集要項」（別紙、添付資料、公表後の修正及びこれらに対する質問回答（対話での確認事項を含む。）を含む。）をいう。
- (6) 「本公募」とは、県が「県民文化会館南側県有地活用事業に係る事業協力者募集」として公募型プロポーザル方式により実施した公募をいう。
- (7) 「本施設」とは、本事業実施の結果として、今後、対象敷地上に整備される建築物の総称をいう。

第3条（当事者の義務）

- 1 県及び事業協力者は、本事業の実施に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。
- 2 事業協力者がコンソーシアムである場合は、本基本協定の各債務の全てについて、事業協力者の代表企業及び構成企業が相互に連帯して債務を負うものとする。また、本事業に係る各業務を担当する企業による当該業務の履行の確保が

困難となった場合は、代表企業及び構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。

- 3 事業協力者は、県が別途明示的に認める場合を除き、本基本協定に基づく又は同協定に関する申入れ、協議及びその他の連絡等は、代表企業を通じて行うものとする。また、県は、本基本協定に基づく又は同協定に関する事業協力者への申入れ、協議及びその他の連絡等は、代表企業に対してのみ行えば事業協力者全体に対してなされたものとみなす。

第4条（事業協力者の業務）

- 1 事業協力者は、本基本協定、募集要項等及び提案書に従い、次の事項について検討を行い、本事業に係る事業計画を策定し、当該事業計画を県に提出するものとする。
 - (1) 導入機能（主に民間機能）の検討に関する事項
 - (2) 事業実施体制の検討に関する事項
 - (3) 本施設の計画に関する事項（施設計画案の検討を含む。）
 - (4) 本施設の管理運営に関する事項（県及び県民文化会館との連携に関する事項を含む。）
 - (5) 本事業のスキームに関する事項（県の費用負担のあり方に関する事項を含む。）
 - (6) 対象敷地の借地料に関する事項
 - (7) その他県が必要と認める事項
- 2 事業協力者は、前項の業務を無償にて実施するものとし、県は、本基本協定に別段の定めのある場合を除き、事業協力者に対し何らの支払義務も負わないものとする。
- 3 事業協力者は、第1項の事業計画の策定にあたっては、県と十分に協議するとともに、県の要望事項を最大限尊重しなければならない。

第5条（本事業の実施）

- 1 県は、前条に基づき事業協力者から事業計画を受領した後、提案書との同一性の有無、当該事業計画の妥当性、その他県が必要と認める事項について検討した上で、当該事業計画の採否を決定するものとする。
- 2 前項の検討の結果、県が事業協力者の事業計画の採用を決定した場合、双方合意の上、県は、事業協力者を本事業を実施する事業者として認定するものとする。この場合において、県は、事業者と速やかに協議の上、別途県が定める契約（実施協定書、定期借地権設定契約書を想定しているが、それに限られない。）を締結し、事業者は、県と締結する契約に従って本事業を実施するものとする。なお、事業協力者は、事業計画の策定にあたり、必要と認められる範囲において、コンソーシアムの形成又は構成企業の追加等を行うことができる。
- 3 第1項の検討の結果、県が事業協力者の事業計画の不採用を決定した場合、本基本協定は終了するものとし、県及び事業協力者は、本基本協定又は本事業に関して既に支出した費用を各自において負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。
- 4 前項の場合、県は、事業協力者が求めるときは、合理的な範囲において、事業

協力者の事業計画の不採用の理由を説明しなければならない。

- 5 前2項にかかわらず、県は、事由の如何を問わずいつでも本事業の検討及び実施を中止することができる。この場合、本基本協定は終了するものとし、県及び事業協力者は、本基本協定又は本事業に関して既に支出した費用を各自において負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

第6条（談合その他の不正行為による本基本協定の解除等）

- 1 県は、事業協力者が本公募の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除し、又は締結しないことができるものとし、このため事業協力者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 事業協力者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業協力者が構成事業者である事業協力者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業協力者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業協力者又は事業協力者が構成事業者である事業協力者団体（以下「事業協力者等」という。）に対して行われたときは、事業協力者等に対する命令で確定したものをいい、事業協力者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業協力者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本公募が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業協力者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 事業協力者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 事業協力者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 事業協力者が前項各号のいずれかに該当することにより、県に損害が生じた場合、県は、事業協力者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項の場合において、事業協力者は、当該損害賠償金を連帯して県に支払わなければならない。

第7条（暴力団排除に係る本基本協定の解除等）

- 1 県は、事業協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除

し、又は締結しないことができるものとし、このため事業協力者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 事業協力者が前項各号のいずれかに該当することにより、県に損害が生じた場合、県は、事業協力者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、事業協力者は、当該損害賠償金を連帯して県に支払わなければならない。

第8条（本基本協定解除の場合の処理）

- 1 前2条に基づき本基本協定が解除された場合、本基本協定は速やかに終了するものとし、県は、事業協力者に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業協力者のいずれかの責めに帰すべき事由により本基本協定上の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、県は、本基本協定を解除することができ、また、本基本協定を解除するか否かにかかわらず、事業協力者に対し、事業協力者の債務不履行から生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、事業協力者は、賠償金を連帯して県に支払わなければならない。

第9条（知的財産権）

- 1 本基本協定の履行に関連して、県が事業協力者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権で県が保有するものは、県に留保され

る。

- 2 本基本協定の履行に関連して、事業協力者が県に対して提供した図面等の提案書〔及び成果物〕の著作権及びその他の知的財産権で事業協力者が保有するものは、事業協力者に属する。ただし、県は、事業協力者が県に提出した提案書〔及び成果物〕が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る事業協力者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該提案書〔又は成果物〕の提出時から無償にて利用することができるものとする。
- 3 県は、県が必要と認めたときは、事業協力者から提出を受けた提案書〔及び成果物〕を無償で利用できるものとする。ただし、県が、事業協力者から提出を受けた提案書〔及び成果物〕を公開する場合は、法令に基づく場合を除き、事前に事業協力者の承認を得なければならない。なお、事業協力者は承認を不合理に留保又は拒否しないものとする。

第10条（秘密保持）

- 1 県及び事業協力者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行及び本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、県及び事業協力者は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある県又は事業協力者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業協力者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある事業協力者から本事業に係る業務を受託若しくは請け負う者、又は本事業に関して、事業協力者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業協力者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第11条（本基本協定の変更）

本基本協定は、県及び事業協力者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合及び本基本協定が解除された場合を除き、本基本協定の締結日から令和7年3月末までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項ないし第5項、第7条第2項ないし第4項、第8条ないし第10条、第12条及び本条の規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。

第14条（疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業協力者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以 上

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定を2通作成し、県並びに事業協力者の代表企業その他構成企業がそれぞれ記名押印の上、県及び事業協力者の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

(県) 愛媛県

(事業協力者)

(代表企業)

【企業名】

(構成企業)

【企業名】

(構成企業)

【企業名】

(構成企業)

【企業名】

対象敷地